

Newsletter

May 2014

中東・アフリカニューズレター vol. 15

アフリカにおける汚職・贈収賄 ーリスクと対応ー

アフリカにおける豊富な天然資源の存在や消費市場の急成長を背景として、日本を含む先進国におけるアフリカビジネスへの関心はますます高まっている。しかし、アフリカビジネスに魅力を感じつつも進出を躊躇している日本企業も少なくないのが現状である。

その理由の一つに、アフリカビジネスに伴うリスク等に関する情報の不足があるように思われる。そこで、今回の「中東・アフリカニューズレター」では、アフリカビジネスに伴うリーガルリスクの中でも特に重要なものの一つである汚職・贈収賄リスクについて、米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）（以下「FCPA」という）との関係を中心に、紹介することとしたい。

アフリカビジネスと汚職・贈収賄リスク

アフリカ地域は、他の地域と比べても、腐敗度の高い地域と考えられる（Transparency International 発表の世界腐敗認識指数（Corruption Perception Index）等を参照）。したがって、日本企業がアフリカビジネスへ進出する場合には、十分な汚職・贈収賄リスク対応が求められる。

世界各国の汚職・贈収賄防止に関する法律のうち、アフリカビジネスを行う日本企業に対して適用されるものとしては、FCPA¹の他、日本の不正競争防止法、英国贈収賄防止法（The Bribery Act 2010）及び現地の贈収賄防止法（例えば、南アフリカの腐敗行為の防止及び撲滅に関する法（Prevention and Combating of Corrupt Activities Act））が存在する。

¹ 米国法であるFCPAが日本企業に適用される場合は、次の4つに整理できる（詳細は、当事務所編著『3つのステージで考えるアジア事業投資とコンプライアンス戦略』（中央経済社、2014年）99頁以下や当事務所及びデロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー株式会社 フォレンジックサービス編『海外進出企業の贈賄リスク対応の実務ー米国FCPAからアジア諸国の関連法まで』（中央経済社、2013年）5頁以下を参照）。

- ① 日本企業が米国の証券市場においてその発行する証券を上場又は店頭取引登録している場合
- ② 日本企業が米国に子会社を有し、当該子会社がFCPAに違反した場合（FCPAが直接適用されるのは当該子会社であるが、親会社である日本企業の関与度によっては当該親会社も処罰される可能性がある）
- ③ 規制対象行為の一部が米国において行われた場合
- ④ 日本企業が規制対象行為をFCPAが適用される米国企業等と共謀して行う等、共犯が成立するとき（例えばアフリカにて日本企業が米国企業と合弁事業を行う場合において、合弁パートナーである米国企業がFCPAに違反したときには、当該日本企業も共謀罪の成立の可能性はある）

本ニューズレターにおいては、FCPA を中心として、アフリカビジネスにおける汚職・贈収賄リスク対応について概観する。FCPA に焦点をあてる理由は、米国司法省が近時 FCPA の執行を強化しており、アフリカにおける FCPA 違反が原因で米国司法省に数十億円から数百億円の罰金や和解金を支払った日本企業も複数存在する等、摘発の可能性及び摘発された場合のインパクトの点において FCPA が最重要と思われるためである。

現地におけるエージェント等の利用

外国企業がアフリカにおいて事業を展開する場合、現地の法制度等に関する情報の不足を補う目的で、事業用地の確保や入札資格・許認可の取得、通関手続等に関して現地のエージェント等の第三者を利用することが多い。このように現地のエージェント等の第三者に対して報酬を支払う場合、支払いの一部が当該第三者を介して現地公務員に供与されるリスクが問題となる。

例えば、外国企業がアフリカ諸国において通関手続の代行を現地企業に委託する場合、デューデリジェンスの結果、当該現地企業の役員・従業員が元公務員であったり公務員の家族であることが発覚することがよくある。当事務所の最近の調査においても、アンゴラ共和国のある港で事業を行う通関手続代行者の多くが、現地公務員と直接的な関係を有していたと報告されている。

それ以外にも、リビアにおいてインフラ関連の公共事業を落札した米国企業が、落札後に、事業関連契約の締結条件として、何ら助言を受けたことがない第三者とアドバイザー契約を締結し、数百万米ドルのアドバイザー・フィーを支払うよう求められたという例がある。

上記事例のように、現地で利用するエージェント等と外国公務員との間に密接な関係がある場合や、不明確な内容のサービスに対して報酬を要求される場合、過大な報酬を要求される場合には、エージェント等を通じて現地公務員へ賄賂が提供されるリスクが典型的に高いといえる。それにもかかわらず、エージェント等を利用する外国企業が適切なデューデリジェンスを行わなかった結果として贈収賄リスクに気付かなかった場合には、エージェント等に対して支払った金銭の一部が外国公務員への贈賄に用いられることについて現実の認識がなかったとしても、当該外国企業について FCPA 違反が認定される可能性がある。

したがって、現地でエージェント等を利用する場合において、その委託業務からエージェント等と現地公務員が接触することが予測されるときには、当該エージェント等に対するデューデリジェンスを行うことが必要である。

また、エージェント等との間の契約において、贈収賄の不存在に関する表明保証条項や、贈収賄に関与しないことに関するコベナンツ条項、定期監査に関する条項、エージェント等が汚職・贈収賄へ関与したことが合理的に疑われること等を契約解除事由とする解除条項を定めることも有用と思われる。

役員・従業員の安全の確保

アフリカへ進出する外国企業が直面する問題の一つとして、現地の役員・労働者の安全の確保がある。2013年に起きたナイジェリアにおける外国人労働者誘拐事件のように、アフリカ諸国へ派遣された外国人労働者が現地の武装勢力等に危害を加えられることも少なくない。

上記のような危険に備えて外国企業が現地警察官に対して有償で自社の労働者の警護を依頼する場合がある。このような場合に現地警察官に対して行われる支払いは、FCPAの禁止する贈賄行為から明確には除外されていない。しかし、一般的には、身体への危害を加えられる差し迫った危険や違法に拘束される危険があると認められる場合に当該危険を回避するために現地公務員へ必要な支払いをすることは、FCPAの禁止する贈賄行為には当たらないと考えられている。

もっとも、安全の確保を目的とする現地公務員に対する支払いを内部規程において贈収賄禁止の例外とする外国企業は少ないようである。その理由は、どのような場合に前述の危険が認められるのかについて、明確な判断基準を立てることは実務上困難であり、また、不明確な要件をもって例外を認めれば、当該例外が濫用される恐れがあることにある。

企業にとって役員・従業員の安全の確保は必須の事項であり、そのために外国公務員への協力の要請が避けられない場合もあるが、当該要請に際して外国公務員に対する金銭の支払いを約束する場合には、FCPAその他の汚職・贈収賄防止に関する法律において当該支払いが許容されるものか、許容されるための支払方法は何かを、専門家の協力の下に個別案件ごとに確認しなければならない。

資金支援の要請

アフリカにおいては、現地のインフラストラクチャーが貧弱であったり、税収が少ないことを理由に、現地政府が、その国で事業を行おうとする外国企業に対して、その事業と関係するインフラストラクチャーを整備・改良するための資金支援を要請することがある。例えば、当事務所の調査においては、西アフリカのある国の税関職員から税関施設の改修工事に要する費用の負担を求められたという事例が報告されている。

現地公務員からこうした資金支援を求められた場合には、その要請が権限を有する政府機関から正式に出されており、かつ、現地法においても認められているものかを確認し、実際に資金支援を実行する場合には現金の供与を極力避け、さらに、公的に発行された領収書と引き換えに行う必要がある。

また、現地の部族長等のコミュニティリーダーが、そのコミュニティにおいて事業を行う企業に対し、資金支援を要請することもある。このような場合には、誰がそのような要請をしているのかや、支援された資金が最終的に誰にどのように分配されるのかが明確でないことが多い。したがって、あるコミュニティに対して資金支援を行う場合には、そのコミュニティリーダーと現地公務員との関係等についてデューデリジエンスを行い、コミュニティに対する慈善行為・寄付行為を口実とした贈賄となる可能性の有無を調査しなければならない。そして、コミュニティリーダーと現地公務員との間に密接な関係がある場合には、仮に支援を行うとしても、現金ではなく現物・サービス（学校の校舎の建設等）を提供する等の対応が必要となる。

贈答・接待・経費の負担

アフリカにおいては、現地の慣習として、何らかの行為の見返りとして、贈答品の提供や接待を求められることが多くある。

また、現地公務員から、経費の負担を求められることもある。例えば、規制当局が、外国企業に対し、監査の実施のために外国企業の本社へ行くための旅費等の経費の負担や日当の支給を要請したという事例が報告されている。

FCPA は、贈答・接待・経費の負担を一律して禁止するものではなく、その性質や金額、頻度等から腐敗の意図（corrupt intent）がないと認められる範囲においては、これらを行ったとしても FCPA 違反を構成しない。腐敗の意図が認められるリスクを避ける上では、現地公務員に対して贈答・接待・経費の負担を行う場合には、現地の法律やビジネス慣行を十分に調査した上で、現地の法律で許容される範囲内で、公然と実施し、かつ、会計帳簿等に適切に記録しておくことが重要である。

汚職・贈収賄リスク軽減のために

アフリカビジネスにおける汚職・贈収賄リスク対策としては、一般的に次のようなものがある。

- 疑わしい又は一般的でない支払いを現地において求められた場合には、信頼できる現地弁護士に、その支払いの適法性や、適切な支払方法について事前に確認すること
- 現金の支払いは出来る限り避けること。現金の支払いを行う場合には、現地公務員個人に対してではなく、関連する政府機関の正式な窓口において支払いを行うこと
- 全ての支払いについて領収書を取得し、それを保管すること。何らかの理由により領収書を取得できない場合には、権限のある公務員に署名された支払いに関する文書を求める等の適切な代替的記録手段を講ずること
- 現地事務所にて小口現金を保管する場合には、信頼できる従業員に金庫及びそこからの入出金を管理させ、かつ、不明確な用途による出金がないか定期的な監査を行うこと
- 信頼できる会計システムを用い、疑わしい取引がないかどうかを定期的に確認すること
- 役員・従業員に対して汚職・贈収賄の防止に関する十分なトレーニングを行い、「アフリカビジネスの成功には贈収賄を避けて通ることはできない」といった誤った認識を持たせないこと
- 特定の業界を担当する公務員から頻繁に又は非公式な支払いの要請があった場合には、ビジネスパートナーや、顧客、（場合によっては）競業他社と協力した上で、不適切な支払要請に向けて政府へ働きかけることも検討すべきである

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

伊藤（荒井）三奈
オフ・カウンセラー（東京オフィス）
Tel: 03 6271 9727
mina.arai-ito@bakermckenzie.com

Reagan R. Demas
パートナー（ワシントン DC オフィス）
Tel: +1 202 835 1886
reagan.demas@bakermckenzie.com

鈴木 惇也
アソシエイト（東京オフィス）
Tel: 03 6271 9697
junya.suzuki@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
（外国法共同事業）
〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口とした国際的ワンストップショップサービスを提供し、専門性を視野に入れた現地弁護士の人選・紹介から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを行っています。
詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニュースレターの配信者追加をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

- エージェントや顧客等を経由した贈賄に巻き込まれぬよう、責任者を定めたと上で、これらに対する支払いを監督すること
- 相場を超えた金額の対価の支払いを求められた場合には、贈収賄リスクが高いことを認識し、第三者からの物品の購入やサービスの提供に対して対価を支払う場合には、事前に同種の物品やサービスに関する対価の相場を調査しておくこと
- 反汚職・反贈収賄に関する内部規程及び内部手続を策定した上で、これらについて定期的なレビューを行うこと

もともと、汚職・贈収賄リスクの観点から典型的に問題となる行為は、国・地域・業界ごとに異なる。したがって、アフリカへ進出する企業は、FCPA その他の汚職・贈収賄防止に関する法律だけでなく、現地の法制度やビジネス慣行に精通した専門家の支援を受けた上で、適切な汚職・贈収賄リスク対応を行わなければならない。

【日本 - アフリカビジネスフォーラム 2014 のご案内】

来る 6 月 10 日及び 6 月 11 日、在京アフリカ外交団（ADC）及びアフリカ開発銀行（AfDB）の主催で「日本 - アフリカビジネスフォーラム 2014」（イイノホール&カンファレンスセンター）が開催されます。アフリカ市場への進出、事業拡大を検討されている方を対象とするフォーラムです。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

本フォーラム 1 日目（6 月 10 日）の全体会議 4「リスクへの対応と管理」において、当事務所の伊藤（荒井）三奈が講師として登壇し、本ニュースレターでも取り上げた汚職及び贈収賄のリスクを含む法的リスクについてお話しをさせていただきます。